

住宅金融支援機構による証券化支援事業に係る適合証明手数料

令和6年4月1日施行

I 新築住宅

1. 戸建て住宅の一戸あたりの検査手数料

単位：円(消費税含む)

区分		設計検査手数料	中間検査手数料 ^{※1}	竣工検査・適合証明手数料	
単独で当センターで取得される場合 ※優良手数料については、一般手数料に加算する額(優良項目毎の加算手数料)を表記している	一般	25,000	21,000	22,000	
	優良	省エネルギー性	加算無し	加算無し	加算無し
		耐震性	13,000	2,000	2,000
		バリアフリー性	6,000	2,000	2,000
		耐久性・可変性	6,000	2,000	2,000
		優良項目が複数該当する場合の手数料	該当項目の全手数料加算	該当項目の全手数料加算	該当項目の全手数料加算
建築基準法の確認・検査を当センターで取得される場合 ※優良手数料については、一般手数料に加算する額(優良項目毎の加算手数料)を表記している	一般	21,000	10,000	15,000	
	優良	省エネルギー性	加算無し	加算無し	加算無し
		耐震性	13,000	2,000	2,000
		バリアフリー性	6,000	2,000	2,000
		耐久性・可変性	6,000	2,000	2,000
		優良項目が複数該当する場合の手数料	該当項目の全手数料加算	該当項目の全手数料加算	該当項目の全手数料加算
機構承認住宅の場合	一般・優良	10,000	10,000	13,000	
建築基準法の確認済証を当センターで取得され、かつ、設計住宅性能評価書も当センターで取得される場合	一般・優良	— ^{※2}	10,000	15,000	
設計住宅性能評価書を当センターで取得される場合	一般・優良	—	10,000	15,000	
建築基準法の確認済証を当センターで取得され、かつ、建設住宅性能評価書も当センターで取得される場合	一般・優良	—	—	7,000	
建設住宅性能評価書を当センターで取得される場合	一般・優良	—	—	8,000	
BELS評価書、低炭素建築物認定技術的審査適合証、又は建築物省エネ性能向上計画認定適合証を他の機関で取得される場合	一般・優良	8,000	10,000	15,000	
建築基準法の確認済証を当センターで取得され、かつ、BELS評価書又は低炭素建築物認定技術的審査適合証も当センターで取得される場合	一般・優良	7,000	10,000	15,000	
長期使用構造等確認書を当センターで取得され、かつ、長期優良住宅認定通知書を取得される場合	優良	—	10,000	15,000	
長期使用構造等確認書を他の機関で取得され、かつ、長期優良住宅認定通知書を取得される場合	優良	8,000	10,000	15,000	

※1 住宅瑕疵担保保険の現場検査または、建築基準法の中間検査を当センターで行う場合は、中間現場検査を省略(中間検査手数料不要)できます。

※2 — : 該当無しを示す

2. 共同住宅の一戸あたりの検査手数料

設計検査	5,000円/戸 (上限無し)
竣工検査	5,000円/戸 (上限無し)

II 竣工済み新築住宅

1. 戸建て住宅の一戸あたりの検査手数料

単位：円(消費税含む)

戸建て住宅 ※優良手数料については、一般手数料に加算する額(優良項目毎の加算手数料)を表記している	一般		56,000	
	優良	省エネルギー性		加算無し
		耐震性		適用不可
		バリアフリー性		6,000
		耐久性・可変性		6,000
		優良項目が複数該当する場合の手数料		該当項目の全手数料加算

- ・建築基準法の確認済証と建設住宅性能評価書を当センターで取得された場合は7,000円とする。
- ・建築基準法の完了検査前の物件については、設計検査料+竣工検査料の合計とする。

III 既存住宅(中古住宅)

1. 戸建て住宅の一戸あたりの検査手数料

単位：円(消費税含む)

建築確認日	リ・ユース住宅	リ・ユースプラス住宅	証券化支援事業(フラット35)
S56/6/1以降		58,000	
S56/5/31以前か不明		63,000	

単位：円(消費税含む)

建築確認日	リ・ユース住宅	リ・ユースプラス住宅	証券化支援事業(フラット35)
S56/6/1以降		$58,000 + 17,000 \times (N-1)$	
S56/5/31以前か不明		$71,000 + 22,000 \times (N-1)$	

- ・設計図書がない場合は、図面作成費として、35,000円を加算する。
- ・Nは、戸数を示す。
- ・検査実施日が同日かつ検査場所が同一団地に限る。

IV 経過措置

令和6年3月31日までに設計検査申請書を受理した物件の検査手数料については、従前の手数料を適用します。また、計画変更に係る手数料についても、当初の設計検査申請書の受理が令和6年3月31日までの物件は、従前の手数料を適用します。

V 支払い方法

現金又は、口座振り込み